

避難行動要支援者避難支援制度のお知らせ

市では、災害対策基本法および田村市災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害が発生した際に活用できる、避難行動に支援を必要とする要支援者の情報が記載された避難行動要支援者名簿を作成しています。また、この名簿対象者のうち、地域の避難支援関係者(民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、行政区、消防団および関係機関)に名簿提供することに同意された方について、災害時に避難誘導などを迅速かつ適切に実施するための個別の具体的計画を作成し、避難支援関係者と情報を共有し、平常時からの見守り支援を行います。

●避難行動要支援者の対象者

在宅で次のいずれかに該当する方のうち、災害時に自力での避難が困難で特に支援が必要な方。

1. 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方
2. 身体障害者手帳1級または2級の第1種を所持する身体障害者(心臓、じん臓機能障害のみでの該当は除く。)
3. 療育手帳Aを所持する知的障害者
4. 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の方
5. 市の生活支援を受けている難病患者
6. おおむね70歳以上の一人暮らしおよび高齢者のみの世帯で、災害時の自力避難が困難な方
※同居家族がいる場合も、時間帯などによって一人となる高齢者については対象となります。
7. 他自治体から田村市に避難している要支援者
8. 自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望する方



●避難支援関係者へ提供する名簿情報

1. 要支援者の要件区分
2. 氏名
3. 性別
4. 生年月日(年齢)
5. 行政区(住所)
6. 電話番号
7. 緊急連絡先氏名、電話番号など

●避難行動要支援者への同意確認方法

上記「避難行動要支援者の対象者」に該当すると考えられる方に対し、「避難支援プラン同意確認書(個別計画)」を郵送しています。

個別計画の作成と平常時から避難支援者への名簿情報を提供することに同意する方で、まだ提出されていない方は、「避難支援プラン同意確認書(個別計画)」に必要事項を記入し、介護福祉課、各行政局市民課または各出張所へ提出してください。

また、文書が届いていない方で自ら名簿の登録を希望される場合は、下記へお問い合わせください。

☎保健福祉部 介護福祉課 ☎82-1115

臨時福祉給付金(経済対策分)のご案内

26年4月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するため、臨時福祉給付金(経済対策分)を支給します。

●申請期限 8月24日(木)

●支給対象者

- ・平成28年度分の住民税が課税されていない方 ※課税されている方の扶養親族や生活保護受給者を除く
- ・平成28年1月1日時点で市内に住所がある方

●支給額 1人につき…15,000円※支給は1回です。

●申請方法

給付対象となる方には順次、申請書を郵送しています。同封する案内を参考に申請書を記入し、返信用封筒で返送してください。

※対象と思われる方で、申請書が3月中旬までにお手元に届かない場合は、下記までお問い合わせください。

●その他

- ・受け取り忘れのないように、お早目の申請をお願いします。
- ・原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

☎申請方法について…保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273

☎制度について…厚生労働省 給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192 ホームページ…カクニンジャで検索

臨時福祉給付金を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず市役所や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



第3次行政改革大綱 に対する意見募集 ~パブリックコメント~

市では、社会情勢の変化に対応した簡素かつ効率的な行政の実現を推進するため、「行政改革大綱」を策定しています。今回策定する大綱は、29年度から33年度までの5年間を計画期間とします。

より良い計画とするため、第3次行政改革大綱(素案)について、市民の皆さんからご意見(パブリックコメント)を募集します。

大綱(素案)は市ホームページをご覧ください。総務部協働まちづくり課または各行政局市民課で閲覧できます。

●募集期限 3月8日(水)

●意見を提出できる方 ①市内にお住まいの方 ②市内事業所に勤務する方

●提出用紙 市ホームページからダウンロードした用紙、または閲覧場所に備えてある用紙

●提出方法 次のいずれかの方法で提出してください。

1. 直接提出の場合…総務部協働まちづくり課または各行政局市民課へ提出してください。
2. 郵送・FAXの場合…〒963-4393 田村市船引町船引字畑添76番地2 総務部 協働まちづくり課 宛
FAX: 81-2522 ※郵送の場合は募集期間内の消印有効
3. メールの場合…件名を「行政改革大綱パブコメ」として送信してください。✉machizukuri@city.tamura.lg.jp

☎・☎総務部 協働まちづくり課 ☎81-2135

【ホームページ】<http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/4/gyoukaku-public.html>

ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」登録者募集!

福島県の委託を受けて、結婚から子育てまでのサポートを行っている「ふくしま結婚・子育て応援センター」では、29年春より、ふくしま結婚マッチングシステム「はぴ福なび」を導入します。システムの導入に伴い、現在「はぴ福なび」の登録者を募集しています。

●会員になれる方

- ・結婚を誠実に希望し、自ら婚活の努力をする20歳以上の独身男女
- ・インターネット環境やメールが利用できるパソコンまたはスマートフォンをお持ちの方
- ・福島県内にお住まいの方、あるいは、近い将来福島県に移住をお考えの方

●会員登録の流れ

1. 資料請求
2. ふくしま結婚・子育て応援センターまたは事前登録会場に来所
※入会申込書などは応援センターのホームページからダウンロードすることもできます。
※事前登録会の日程、会場などの詳細は、応援センターにご確認ください。

●申込方法

必要書類を応援センターまたは事前登録会へ持参、もしくは応援センターへ郵送してください。

※ご親族による代理申し込みも可能です。なお、委任状と代理人の身分証が必要となります。
※郵送または代理申し込みの場合は、後日、本人確認のため応援センターより連絡があります。

●必要書類

1. 独身証明書もしくは戸籍抄本(市町村窓口で発行された、発効日から3カ月以内のもの)の原本
2. 写真付きの身分証(運転免許証、パスポート、個人番号カード(表面)など)の写し
3. 健康保険証(本人および勤務先の確認)の写し
4. 所得証明書(市町村窓口で発行された、直近のもの)の原本または源泉徴収票の写し
5. 写真2枚(本人のみが写っている3カ月以内に撮影されたもの・上半身と全身各1枚・大きさ:L判程度)
6. 誓約書
7. 代理人の方が申し込みする場合は、本人が記載した「委任状」が必要です。
※代理人:民法において定義された三親等以内の血族の方(代理人の写真付きの身分証が必要です)

●費用 入会登録料:10,000円(税込) 2年間有効

※退会時の返金はありません。また、29年3月31日までは登録料が無料です。

☎ふくしま結婚・子育て応援センター ☎024-544-0070

【ホームページ】<http://www.fukushima-youth.com/ouen/kekkon/hapifukunavi.html>

